

簡易相続

以下の条件が整えば、遺産分割協議書が無くても「簡易相続」の方法でお手続きさせていただくことも可能です。

～ 簡易相続の条件 ～

- 1 合計金額が30万円以下 (預金と出資金の合計額)
- 2 配偶者や子 (もしくは「法定相続情報一覧図(法務局発行)」記載者の方)
- 3 貸金庫や融資のお取引が無いこと

必要書類は、

- (1) ご逝去された方の除籍謄本
 - (2) お手続きされる方の戸籍謄本、印鑑証明書、本人確認書類
 - (3) 通帳・証書と実印
- が基本となります。

なお、手続きによっては追加書類が必要な場合もございますため、詳しくは営業店にて説明させていただきます。